平成２１年（フ）第１１３号
広島県呉市焼山政畝１丁目２番７号
債務者　仁科　善明
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１６号
広島県呉市仁方皆実町10番16号
債務者　沖　みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１８号
広島県江田島市大柿町大原1298番地２
債務者　山本　龍作
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１１９号
広島県呉市広本町１丁目１番23―303号
債務者　山中　晶美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１５２号
山口県下関市小月宮の町５番Ｃ―104号　郵政宿舎Ｃ棟
債務者　稲田　政実
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目15番６号
債務者　後藤　　清
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
山口県下関市川中豊町３丁目７番11号
債務者　柳川　節子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目15番６号
債務者　後藤　朱美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
大分市大字奥田108番地の５　河野ビル202
債務者　吉田　直樹
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成１９年（フ）第５０号
岩手県北上市上江釣子13地割37番地
債務者　鈴木留美子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１３５号
宮城県遠田郡涌谷町字中島79番地４　県営涌谷中島住宅213号、前住所宮城県遠田郡涌谷町太田字堂ケ崎10番地
債務者　男澤　篤美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
秋田市泉中央３丁目１番18号　シャトー泉Ｉ103号
債務者　佐々木清樹
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２８号
秋田市飯島新町２丁目８番13号
債務者　諏訪ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６４３号
福井県坂井市春江町沖布目第17号29番地１
債務者　小林　明加
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７７号
福井県勝山市北郷町東野第42号18番地
債務者　笠川　民子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
福井市西開発１丁目2005番地
債務者　酒井　常代
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
福井市定正町第17号８番地５　シャルム定正Ｂ―202、旧住所福井県坂井市坂井町下兵庫第248号１番地35
債務者　藤本　錦也
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６号
長野県須坂市大字小河原3388番地249、前住所長野市大字西尾張部386番地２徳竹アパート１号
債務者　鈴木　祐喜
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係